

| | |
|------------------|---|
| Title | スポーツとナショナル・アイデンティティー： 沖縄海邦国体「焼き捨てられた日の丸」事件を手掛りに |
| Sub Title | Sport and national identity : Okinawa and hinomaru |
| Author | 加藤, 大仁(Kato, Hirohito) |
| Publisher | 慶應義塾大学体育研究所 |
| Publication year | 2001 |
| Jtitle | 体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.40, No.1 (2001. 1) ,p.31- 38 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | At the opening ceremony of a softball tournament of the national athletic meet in Okinawa in 1987, Hinomaru, the national flag was burned by an man who protested the event and its use as the national flag. Politically speaking, the national athletic meet may be regarded as an agent of the government to socialize the people by using the Emperor, Hinomaru and Kimigayo. Okinawa has a singular history and culture which are different from the Japan mainland. It was forced to be integrated into Japan in 1879 and then an educational system called "Emperor Worship" was introduced. Okinawa was only area which became battlefields in Japan in W.W. II. After the war, Okinawa was occupied by U.S. for 27 years and returned to Japan in 1972. Today, there are leftover developments of U.S. military bases remaining on the island. Generally speaking, the national flag is a symbol of the nation and a tool to foster national identity of the people. But many Okinawa people have refused to use it because of the history. To share national identity with them, we have to find a new meaning in Hinomaru. |
| Notes | |
| Genre | Departmental Bulletin Paper |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00400001-0031 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

スポーツとナショナル・アイデンティティー

—沖縄海邦国体「焼き捨てられた日の丸」事件を手掛りに—

加藤 大仁*

Sport and National Identity —Okinawa and Hinomaru—

Hirohito Kato¹⁾

At the opening ceremony of a softball tournament of the national athletic meet in Okinawa in 1987, Hinomaru, the national flag was burned by a man who protested the event and its use as the national flag. Politically speaking, the national athletic meet may be regarded as an agent of the government to socialize the people by using the Emperor, Hinomaru and Kimigayo.

Okinawa has a singular history and culture which are different from the Japan mainland. It was forced to be integrated into Japan in 1879 and then an educational system called "Emperor Worship" was introduced. Okinawa was only area which became battlefields in Japan in W.W. II. After the war, Okinawa was occupied by U.S. for 27 years and returned to Japan in 1972. Today, there are leftover developments of U.S. military bases remaining on the island.

Generally speaking, the national flag is a symbol of the nation and a tool to foster national identity of the people. But many Okinawa people have refused to use it because of the history. To share national identity with them, we have to find a new meaning in Hinomaru.

Key Words: Sport, Political Socialization, National Identity, Okinawa, Hinomaru

はじめに

1999年7月22日の衆議院本会議及び8月9日の参議院本会議の決定を受け、「国旗及び国歌に関する法律」は同年8月13日に公布され、即日施行された。これにより日の丸・君が代は正式に我が国の国旗・国歌となった。国旗・国歌法制定以前は日の丸・君が代が国旗・国歌であるという法的根拠は存在しなかったが、祝祭日、学校行事や各種スポーツ競技会等で幅広く掲揚・演奏されてきたことは周知のとおりである。日の丸・君が代は国旗・国歌として広く定着していたということもできよう。

しかし同時に、歴史的な理由を基に、日の丸・君が代を国旗・国歌とすることへの根強い反対が存在し続けてきたこともまた事実である。国旗・国歌法案が国会に提出されるきっかけとなったのも、広島県の県立高校校長が、卒業式での日の丸掲揚・君が代斉唱の完全実施を求める県教育委員会とそれに反対する教職員の板挟みに会い、自殺するという事件が起きたからであった。学校教育の現場をはじめとして、芸術、スポーツなど、様々な領域で日の丸・君が代に関する議論

*慶應義塾大学体育研究所専任講師

¹⁾ Assistant Professor of the Institute of Physical Education, Keio University.

が持ち上がった例は数多い。

そこで本稿では、1987年沖縄海邦国体で起きた、いわゆる「焼き捨てられた日の丸」事件についてその政治・社会的背景を分析し、スポーツと政治の関係について論じていきたい。

「焼き捨てられた日の丸」事件

1987年、第42回国民体育大会が沖縄で実施された。沖縄海邦国体は各県持ち回り一巡目最後の大会であると同時に、沖縄にとって日本復帰15周年事業としての意味もあった。この秋季大会少年男子ソフトボール競技会は読谷村で開催されたが、10月26日の競技開始式の最中、競技会会場のセンターポールに掲揚されていた日の丸が引き降ろされ、焼き捨てられるという事件が起こった。当日の夕方、村のスーパー経営者知花昌一は那覇地検沖縄支部に出頭、そして逮捕された。知花自信の著書によると、彼は事件から地検出頭までの間に記者会見を開き、日の丸焼き捨てに至った理由を表明した。その時の“宣言”内容については次のように記されている。

それから急遽、紙とペンを借りて、私はみずからの確信を“決起宣言”として書きしるした。そこには、沖縄戦における「集団自決」、その原因としての日の丸・君が代・天皇による皇民化教育、国体における日の丸・君が代の押し付け、そして弘瀬発言への怒りといったことを書き、最後を「私は沖縄の真に平和を愛する人々と、愛する読谷村の真に戦争を拒否する人々を思い、自分の体験と学習を通して得た知識と、自分自身をかけて『日の丸』を焼き捨てた」と結んだ(知花1996, pp 41-42)。

ところで、海邦国体を控えた沖縄では、天皇訪沖と並んで日の丸・君が代問題でゆれていた。直接のきっかけは、1985年8月28日、文部省より各教育委員会宛てに送られた「国旗と国歌の適切な取り扱いの徹底」を求める高石邦男初等中等教育局長名の通知である。1977年に告示された学習指導要領では、特別活動の項で国旗掲揚・国歌斉唱を「指導するものとする」とされており、その徹底が求められたのである。文部省の調査によれば1985年3月の卒業式での日の丸掲揚率は、全国平均で小学校92.5%、中学校91.2%、高等学校81.6%であったのに対し、沖縄では小学校6.9%、中学校6.6%、高等学校0%であった。君が代斉唱率は全国平均で小学校72.8%、中学校68.0%、高等学校53.3%に対し、沖縄では小、中、高等学校ともに斉唱率0%であった。文部省通知は日の丸掲揚・君が代斉唱実施率の低い地域の存在を指摘し、状況の改善を求めているが、海邦国体を2年後に控え、全国平均と比べて極端に実施率の低い沖縄が主要なターゲットとされたことは間違いなさであろう(新崎1996, p126)。これを受けて沖縄県議会は10月16日、「国旗掲揚と国歌斉唱に関する決議案」を賛成多数で可決し、11月18日米村政幸教育長も国旗掲揚・国歌斉唱を強力に指導する旨の通知を各教育委員会及び県立学校宛てに出している。

新崎によれば、1985年3月までは、沖縄の県立高校卒業式で教育上日の丸を掲げるべきだという議論は無かったということである。しかし1986年3月の卒業式では、掲揚された日の丸が途中で抗議にあって降ろされたり、生徒が卒業式をボイコットするなど、大荒れになった。翌1987年3月の卒業式では高校56校中53校で日の丸が掲揚された。日の丸が掲揚されなかった3校のうちの一つは読谷高校で、壇上に掲げられた日の丸を女子生徒が取り去り溝に捨ててしまったため、掲揚できなくなったのである。

このような情勢の中、沖縄海邦国体のソフトボール会場に予定されていた読谷村では1986年12月20日、「『日の丸』掲揚、『君が代』斉唱の押し付けに反対する要請決議」を出し、日の丸・君が代抜きでの国体実施を目指していた。ところが大会直前の10月23日、日本ソフトボール協会弘瀬勝会長は日の丸・君が代がなければ、会場を変更すると申し入れてきた。これに対し読谷村の山内徳信村長は遺憾の意を表明した。最終的に両者が県及び県体育協会の調整を受け入れ、日の丸は掲揚、君が代演奏は無しでの開始式ということになった。

以上がいわゆる「焼き捨てられた日の丸」事件（＝日の丸焼却事件）までの経緯である。事件後10月29日、読谷村は知花昌一を建造物侵入（刑法第130条）及び器物損壊（同第261条）で告訴し、那覇地方検察庁は、知花を上記2罪の他、威力業務妨害（刑法第234条）、公務執行妨害（同第95条及び第60条）で起訴した。

1993年3月23日、那覇地方裁判所は懲役1年、執行猶予3年の判決を下した（判時1459号、157頁）。これに対し弁護側は控訴したが、1995年10月26日福岡高等裁判所はこれを棄却、被告側が上告しなかったため、事件は確定した（判時1555号、140頁）。

法的にみた場合、日の丸焼却事件では検察による起訴が公訴権乱用であるか否か、また、被告人の行為が威力業務妨害罪等の構成要件に該当するか、日の丸押し付けに対する不当性を社会に示す為の正当な行為であるか等が争われた。しかし本事件を考察する際に、純粋に法的な側面のみを論ずるのは片手落ちであろう。なぜ日の丸焼却事件が起こったのか、またこの事件を通じて何を訴えかけようとしていたのか、その政治・社会的側面が考察されなければ、この事件の本質は理解できないと思われる。

先に引用した知花自身の回想からも見て取れるように、彼が日の丸焼却という行為に至った背景として沖縄の戦争体験がある。知花は1948年生まれであり、直接戦争を体験した世代ではないが、沖縄戦で起こった読谷村波平部落でのチビチリガマ「集団自決」の調査活動等をとうして戦争を体験している。また戦後沖縄はアメリカの施政権下に置かれ、1972年の日本復帰後米軍基地問題でゆれているが、知花自身反戦地主の一人として活動している。そこでは何故日の丸が焼き捨てられたのかを探るために、先ず日の丸及び沖縄の歴史を簡単に辿ってみよう。

「日の丸」—歴史的経緯・法律上の根拠

日の丸焼却事件の裁判では、日の丸が国旗であるかその法的根拠をめぐって議論された。読谷村長の告訴状で「日の丸旗」と記載されていたものが、那覇地方検察庁の起訴状では「国旗」とされたからである。この点に関する那覇地方裁判所の判断は、「現行法制上、日の丸旗をもって我が国の国旗とする旨の一般的な規定が存在しない」としながらも、「現在、国民から日の丸旗以外に国旗として扱われているものはなく、また多数の国民が日の丸旗を国旗として認識して用いているから、検察官が公訴事実において器物損壊罪の対象物として記載した『国旗』とは『日の丸旗』を指すと理解でき、訴因の特定、明示に欠けるところはない」と判断したのである。

ところで、現在と同様の白地に赤の日の丸旗が登場し、基本的なデザインとして定着したのは南北朝時代のことだったようである（伊本1999, p. 85）。その後日の丸が「国」を表すシンボルとして制定されたのは幕末の1854年になってからで、徳川幕府は薩摩藩藩主島津斉彬の提言を取り入れ、「国の総船印の印を白地に日の丸とする」と定めた。

徳川幕府の大政奉還から3年目の1870年1月27日、明治新政府は「郵船商船規則（太政官布告第57号）」で日の丸を商船用の国旗として制定した。同年5月15日には「陸軍御国旗（太政官布告第355号）」、また10月3日には「海軍御国旗（太政官布告第651号）」が発令されている。つまり1870年には国旗に関する3つの太政官令が発令されたのである。しかし各布告のデザイン・サイズの規定には若干の違いがあり、また何れも日の丸に関する色彩を明確に定めていない。その後1889年に定められたいわゆる「文部省式」というものも加えると、当時実に4種類もの国旗が存在したことになる。通常我々が国旗といった場合、国家・民族を象徴するものと考えますが、これら4種類の国旗は白地にアカ（紅・赤・朱）丸という基本的なデザインを共有していたものの、国内の各限定されたセクションのみに適用されるものだったといえるだろう（伊本1999, p. 153及びp. 163）。

1931年には石原善三郎が正式な国旗の制定を求めて「大日本帝国国旗法案」を帝国議会衆議院に提出、満場一致で可

決された。しかし結局貴族院で会期日程不足となり審議未了、廃案となっている。尚、1940年文部省国旗制式についての部長級会議で、一般国民旗としては太政官布告第57号の制式とするとされたが、法的拘束力を持つようなものではなかった。

ところで、戦後連合国軍総司令部（GHQ）は日の丸の掲揚を実質上禁止した。占領軍が被占領国に対して、独立した国家のシンボルである国旗の掲揚を禁止・制限するのは当然であろう。1949年1月1日から国内での日の丸掲揚が完全自由化された^{注1)}。

戦後の日の丸をめぐる議論で注目すべきは、学習指導要領での扱われかたである。1958年に告示された文部省の学習指導要領で、戦後初めて日の丸・君が代が学校教育の場に持ち込まれることが明記された。つまり、「国旗を掲揚し、君が代を斉唱させることが望ましい」とされたのである^{注2)}。1974年には田中角栄が戦後初めて時の首相として、日の丸・君が代を国旗・国歌として法制化すべき時が来ているとの発言をおこなっている。その後1977年の学習指導要領で、君が代が国歌と表記されるようになり、1989年に改定された学習指導要領では、日の丸・君が代の扱いについて「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」とされた。そして1999年、ついに日の丸・君が代が法的に国旗・国歌として制定されたのである。

このように、戦前・戦中・戦後をつうじて日の丸を国旗とする法律上の根拠がなかったにもかかわらず、日の丸が国旗とみなされてきたのは、それを国旗として扱うことが広く浸透していたからである。田中は、日の丸が「とりわけ社会に浸透したのは、一九二四年九月三日の、次官会議で決定し、各省庁・関係機関に通達された『国旗掲揚に関する件』によるところが大きい」と述べている。この通達では国旗掲揚が国家意識を闡明にし、国民精神統一のうえで役立つと記されている（田中2000, p.67）。スポーツ関連のシーンに限っても、例えばオリンピックでは戦前から日の丸が国旗として用いられたし、選手を送迎したり活躍を祝すような場合にも日の丸旗がふられ、同時にナショナル・プライドを大いに刺激したのである（坂上1998, pp.180-186）。

沖縄の歴史経験

琉球王国は、1609年の薩摩藩の琉球侵略によって幕藩体制の一部に組み込まれた。しかし、薩摩藩は琉球王国に対して間接統治を行い、行政や裁判の自治等を認めた。琉球王国体制は基本的に維持され、中国との冊封・進貢関係も継続されたのである。

明治政府は1871年に廃藩置県を実施したが、琉球王国も翌1872年に廃止され琉球藩が設置された。さらに1879年琉球藩は廃止され、沖縄県が誕生した。この間琉球王府側が中央政府の直轄下に置かれることに抵抗したため、明治政府は軍隊及び警察権力を背景に沖縄の廃藩置県を強行した。従ってこの一連のプロセスは「琉球処分」と呼ばれている。

長く琉球王国時代を謳歌し、「幕藩体制の中の異国」であった沖縄は、「内地」とは違う独自の文化を有していた。明治政府は異質な琉球を日本化するために、方言の撲滅を目指した標準語の奨励や改姓改名運動等、徹底した同化・皇民化政策を強行した。太田は当時の沖縄における教育について、「皇民化のみを教育の名でおこなってきた」と述べている。沖縄の特殊性故に、皇民化の強制に拍車がかけられたのである（太田1995, p.344）。そして沖縄の人々も、戦時中「本土人に劣らぬ本物の日本人たることを証明しようと、おのれの身体も土地も、日の丸の大義にささげた」のであった。（Field 1994, p.64）。

ところで、沖縄は太平洋戦争中唯一地上戦を経験した地域である。米軍は1945年3月26日まず慶良間諸島に上陸し、ついで4月1日沖縄本島に上陸した。沖縄戦は「鉄の暴風」と例えられるほど激烈なもので、当時約50万人の住民のう

ち約 15 万人が犠牲となっている。犠牲者の中にはいわゆる「集団自決」を強要された人々もいる。『集団死』は（米軍の）上陸地点である読谷村チビチリガマをはじめ沖縄各地の軍民が混在した戦闘地域で起こっている。しかし日本軍が駐屯していない地域では起こっていない」のである（歴史教育者協議会編 1998, p. 134）。

戦後日本は GHQ により占領されたが、1951 年に調印され翌 1952 年に発効したサンフランシスコ講和条約により占領政策より解放された。しかし沖縄に関しては、米国の排他的な施政権が明記され、日本から切り離されることとなった。

米軍は沖縄上陸以来軍用地を無償利用していたが、1952 年契約地主には使用料を支払うと定めた。しかし地代が極端に安く、契約期間も 20 年とされていたため契約する地主は殆どいなかった。そこで米軍は基地拡張のため 1953 年 4 月に「土地収用令」を公布し、土地の強制収用を行った。この結果、「基地の中の沖縄」と形容されるような状態になっていったのである。

沖縄の日本復帰運動は 1950 年代半ば頃から活発化し、1960 年には祖国復帰協議会が組織された。この運動では日の丸が振られ、平和憲法を持つ日本への復帰が謳われたのであった。「米軍支配下の沖縄では、『国旗』は施政権のシンボルであるとして『日の丸』掲揚が認められなかったがゆえに、『日の丸』は『民族のシンボル』『抵抗のシンボル』『自由と解放のシンボル』になったのである」（新崎他 1997, pp. 41-42）。一方、ベトナム戦争の激化に対抗して、日本復帰運動は反戦・反基地運動に連動していった。しかし、「1960 年代後半、日米両政府が平和憲法下への復帰を求める民衆の運動を利用しながら、「日米軍事同盟再編強化のための沖縄返還政策を展開しはじめたころから『日の丸』は徐々にその姿を消しはじめた」のだった（新崎他 1997, p. 42）。

1969 年 11 月、「佐藤-ニクソン共同声明」によって沖縄返還が合意され、1972 年 5 月に沖縄返還が実現した。しかし依然米軍基地は沖縄に保持されることとなり、沖縄の人々の望んだ基地なしでの復帰は実現しなかった。現在でも日本全土の 1% の面積に満たない沖縄に、在日米軍施設面積の約 75% が集中している。

スポーツと政治、ナショナル・アイデンティティー

大日本体育会（現在の日本体育協会）が中心となって第 1 回国民体育大会が開催されたのは 1946 年のことである。戦後間もないこともあり、秋季国体は戦火を免れた京都市を中心におこなわれた。この時は日の丸・君が代ともに抜きであった。翌 1947 年の第 2 回秋季国体は石川県金沢市を中心に開催された。その開会式に合わせて天皇の北陸巡幸の日程が組まれ、初めて天皇が開会式に列席することになり、同時に日の丸掲揚・君が代演奏もおこなわれた。翌 1948 年の第 3 回福岡国体では天皇杯・皇后杯が贈られ、第 4 回東京国体からは天皇・皇后が揃って秋季国体開会式に出席する形となった（坂本 1989, pp. 286-287）^{注3)}。

両大戦間のスポーツについて坂上は「国家儀礼と結びつけられたり、皇族や国旗、国歌といったシンボルを組み込んだスポーツ行事などは、国家的な秩序への同化を強化し、国家との一体化をおし進める装置として巧みに機能していったと考えられる」と述べている（坂上 1998, p. 248）。ある意味この「権力装置」とシンボルが、第 2 回石川国体で再び揃ったわけである。田中は、「スポーツは、本来的にその場にいる人々を一体化させる包摂力を持っているが、そこに歌と旗と天皇という強力な統合装置を用意した国体の性格は、四七年のこの第二回大会に始まるのである」と述べている（田中 2000, p. 24）^{注4)}。

ところで、どのような政治体制の下でも、一般的に政権担当者は長期的な政治システムの安定を目指すであろう。そのための手段の一つとして、現体制が正当なものであるという信念、つまり政権に対する支持を社会の構成員＝国民に持たせるようにしていくことが挙げられよう。いわゆる政治的社会化であり、政治文化の浸透である。このプロセスは家庭や

学校での教育から始まり、「一生を通じて継続」されるといえよう (Almond & Powell 著 1985, p. 107)。このような政治的社会化をおこなうエージェントとして、家族、学校制度、マス・メディアなどが挙げられる。例えば家族や学校教育が子供たちの政治的社会化に与える意味について、ドーソンらは次のように述べている。

子供に愛国心と国家の美德を尊重する態度が教えられるのは、将来の成人市民を国家に忠実にさせるためなのである。幼い子供は権威の尊重を教えられることによって、権威的關係が支配的な世界で生活していけるようになり、また社会も権威的に下す決定への服従を確保できるようになるのである (Dawson 他著 1989, p. 65)。

同じくドーソンらは学校で政治的帰属意識を形成するための具体的な方法として、「毎日の授業前の国旗への忠誠への誓い、重要な記念日や生誕日を祝う集会」などを挙げている (Dawson 他著 1989, pp. 64-65)。我が国の場合、「授業前の国旗への忠誠への誓い」は学校行事のなかの日の丸掲揚・君が代斉唱となるのであろうが、学校教育が政治的規範を涵養する制度として機能しているという点は各国共通であろう。

一般的に「シンボルとしての旗は、それによってその集団 (民族や国家) を他から区別し、存在を内部に向かっては確認し、外部に向かっては主張することに基本的な意味を持っている」(伊本 1999, p. 23)。つまり、国旗とは対内的には国家へのアイデンティティー、対外的には独立国家としての存在を表現するシンボルといえるのである。このような意味を持つ国旗が、政権担当者によって様々な機会に掲揚されるよう目論まれることは、政治的システムの安定を図るうえでも当然であろう。かつて日本でも日の丸・君が代は大日本帝国の象徴であったし、「旧憲法下において国を象徴し、天皇を軸として国民を統合するための補助的道具として使用された」のである (横田 1990, p. 112)。戦後は軍国主義、侵略戦争に対する反省から、日の丸をめぐる多くの議論がある。しかし、日の丸が日本を象徴し、同時に日本の伝統を象徴するものであると考えられているからこそ、その使用をめぐる賛否両論を引き起こしてきたということもできよう。

Pooley らは、「今日のスポーツは、中世の教会に比肩するプレステージと影響力を持っている」と述べている (Pooley & Webster 1976, p. 35)。確かにスポーツは、多くの人々の注目を集め、情熱的な熱狂を引き起こす。加えて「スポーツと政治は無関係である」という神話が存在するが故に、スポーツは国民を巧妙に社会化していく機会を政権担当者達に与えるのである。そして、このような文脈で考えると、先に引用した田中がいう「歌と旗と天皇という強力な統合装置を用意した国体」とは、すなわち歴史的なシンボルを用いた政治的社会化のエージェントとみなすことができるのである。

新川は沖縄を、「現在の日本社会で、県単位の地域で、地域の構成員 (住民) が地域ぐるみで日本人意識に一種の裂け目を持つ地域」と評している (新川 2000, p. 39)。既に述べたように、沖縄は日本国内で唯一地上戦を体験した地域であり、皇民化教育の結果、集団自決のような悲惨な事件を体験している。このような歴史的経験を持つ地域の人々にとって、皇民化教育の象徴であった日の丸や君が代が、過去の忌わしい記憶を甦らせるものになってしまうのはやむをえない。それでもなお政権担当者達が日の丸・君が代を政治的統合のシンボルとして使っていこうとするのであれば、過去の歴史経験を凌駕するような意味づけをしていかなければならないだろう。エーデルマンのいうように、象徴の意味は「象徴そのものに内在しているわけではない。意味づけを行うのは社会であり、従って、人々の側」なのである (Edelman 1998, p. 16)。

む す び

明治政府は、いわば神格化された天皇を中心に国民の政治的統合を図ったといえる。その際、日本民族の独自性を歴史的に体系化し、人々のナショナル・アイデンティティーを強化するために、万世一系の天皇の統治する神国日本というフィクションが創りだされた^{注4)}。法的にも、旧憲法の下では天皇は元首として統治権を総攬する地位にあった。そして日の

丸は君が代とともに、天皇の権威を強化するための補助的道具として使用されたのである。

一方、戦後新憲法下の日本では、主権は国民にあり、天皇は国民統合の象徴とされている。従って日の丸が国旗として国民を統合する装置として使われるにしても、その象徴する意味内容はかつてとは異なったものとなるべきであろう。もし日本人としてのアイデンティティを遠い過去の歴史のみに求めるのであれば、歴史経験を異にする沖縄の人々がそれを共有することは困難である。

ところで、国民国家が安定して存在するためには、人々の情緒的要求と現実的要求の双方を満たす必要がある。前者が歴史を共有する特定の地域に住む人々の共同体意識のような過去を志向するものなのに対し、後者は政治制度や福祉といった極めて具体的かつ未来を志向するものといえる。政権担当者がどちらに重きを置くかは、その時々々の社会状況にもよろう。しかし日の丸焼却事件等は、平和とか人権といった言葉に具体的な意味内容を持たせることができなければ、沖縄に住む人々とのアイデンティティを共有することは難しいということを示している。更にいえば、「グローバル琉球」という表現を生んだ最近の沖縄の動向は、従来の国民国家の概念を超えた新しい規範を求める動きと解釈できなくもないのである。

注

注 1) 戦後 GHQ により、実質上掲揚が禁止されていた日の丸は、1947 年 5 月 3 日の新憲法施行を機に、皇居、国会、首相官邸、最高裁判所での掲揚が自由化された。翌年 4 月 4 日には各家庭で日の丸掲揚が国民祝祭日に限り認められるようになった。そして 1948 年 1 月 1 日には国内での掲揚が完全自由化された。しかし、公海及び海外での掲揚が自由になったのは、サンフランシスコ講和条約が発効し日本が完全に独立する直前の 1952 年 4 月 3 日のことであった。

注 2) 1958 年から始まる官報の告示化により、学習指導要領が法的拘束力を持つと見なされるようになったことに留意すべきであろう。

注 3) 因みに第 4 回東京国体からは開催都県が、翌第 5 回愛知大会から文部省も主催に関与するようになった。尚、大会が都道府県対抗方式になったのは第 3 回福岡国体からである(坂本 1989, pp. 286-289)。

注 4) 天皇の権能は、憲法第 4 条で国事に関する行為のみに限られているが、国民体育大会の開会式に出席することは、国事行為には該当せず、天皇の公的行為とされている。植樹祭や全国戦没者追悼式への出席、園遊会なども天皇による公的行為と考えられている。天皇の公的行為については、天皇をめぐる憲法解釈上の争点の一つになっている(横田 1990, pp. 89-93; 樋口他編, 1994 pp. 19-21)。

尚、横田は天皇の公的行為の果たす機能について次のように述べている。

憲法自体としては、天皇は国民統合を象徴するものではあっても、国民を統合するものではないといえる。しかし、社会心理的に、象徴天皇の存在が国民を統合するかどうかは、憲法解釈とは異なる社会的事実の問題である。その事実を問題にすると、あるいは国事行為の場だけでは、天皇が国民を統合する機能を果たすには不十分であるといえるかもしれない。しかし、現実の広汎な公的行為の展開は、憲法の枠を大幅に抜け、その結果、天皇は社会心理的に国民を統合する「場」を十分に保障されたと言うことができるのではなかろうか(横田 1990, pp. 96-97)。

注 5) この点、西川はフランスの事例を挙げて、国民国家の本質が遠い過去の伝説や神話を求めると論じている(西川 1994, pp. 26-27)。国民国家の概念については福田(1988)及び歴史学研究会編(1994)を参照。

尚、吉野は「日本人としてのアイデンティティが日本列島に住む大部分の人々に広まるのは明治中期である」と述べている(吉野 1997, p. 38)。

参考文献

- 新川 明(2000)『沖縄・統合と反逆』筑摩書房
新崎盛暉(1996)『沖縄現代史』岩波新書
新崎盛暉、大城将保他著(1997)『第三版 観光コースでない沖縄 戦跡/基地/産業/文化』高文研
知花昌一(1996)『増補版・焼きすてられた日の丸 基地の島・沖縄読谷から』社会批評社
福田歙一(1998)『国家・民族・権力 現代における自由を求めて』岩波書店
樋口陽一、大須賀明編(1994)『憲法の国会論議』三省堂
伊本俊二(1999)『国旗 日の丸』中公文庫
仲地 博、水島朝穂編(1998)『オキナワと憲法』法律文化社
西川長夫(1994)「一八世紀 フランス」、歴史学研究会編『国民国家を問う』岩波書店 pp. 24-43 所収

太田昌秀（1995）『新版 沖縄の民衆意識』新泉社
歴史学研究会編（1994）『国民国家を問う』岩波書店
歴史教育者協議会編（1998）『知っておきたい沖縄』青木書店
坂上康博（1998）『権力装置としてのスポーツ』講談社
坂本孝治郎（1989）『象徴天皇制へのパフォーマンス—昭和期の天皇行幸の変遷』山川出版社
田中伸尚（2000）『日の丸・君が代の戦後史』岩波新書
横田耕一（1990）『憲法と天皇制』岩波新書
吉野耕作（1997）『文化ナショナリズムの社会学 現代日本のアイデンティティの行方』名古屋大学出版会
Gabriel A. Almond & G. Bringham Pawell, Jr. 著 本多弘, 浦野起央監訳（1985）『比較政治学 第2版』時潮社
Richard E. Dawson, Kenneth Prewitt & Karen S. Dawson 著 加藤秀治郎他訳（1989）『政治的社会化 市民形成と政治教育』芦書房
Murray Edelman 著 法貴良一訳（1998）『政治の象徴作用』中央大学出版部
Norma Field 著 大島かおり訳（1994）『天皇の逝く国で』みすず書房
John C. Pooley & Arthur V. Webster (1976) "Sport and Politics: Power Play" in Andrew Yiannakis, Thomas D. McIntyre et. al. eds. *Sport Sociology-Contemporary Themes*, Kendall/Hunt pp. 35-42